

災害見舞金・弔慰金について

火災や風水害などの自然災害により、被害を受けた町民（またはその遺族）に、災害見舞金（災害弔慰金）を支給します。※被害を受けた方の故意または重大な過失により生じた死亡・障害の場合は支給されません。

被災

り災証明書の発行

火災：ニライ消防 予防課
土砂災害：北谷町役場 基地・安全対策課

災害見舞金・弔慰金の申請

北谷町役場 福祉課

1. 住家に被害を受けた場合（災害見舞金）

- （１）対 象 住家が災害により全壊、全焼、流出、半壊、半焼、または床上浸水した世帯
※空き家や店舗等の場合は支給対象外
※沖縄県の災害見舞金は、床上浸水について支給対象外

- （２）必 要 書 類 ① り災証明書
② 身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）
③ 振込先通帳の写し

（３）支 給 額

①北谷町

全壊、全焼、流出	1人世帯の場合 6万円 2人世帯の場合 上記の額に1人増すごとに2万円加算
半壊、半焼	1人世帯の場合 3万円 2人世帯の場合 上記の額に1人増すごとに1万円加算
床上浸水	1人世帯の場合 1万5千円 2人世帯の場合 上記の額に1人増すごとに5千円加算

②沖縄県

全壊、全焼、全流出	1人世帯の場合 3万円 2人世帯の場合 5万円
半壊、半焼	1人世帯の場合 2万円 2人世帯の場合 3万円

2. 負傷した場合（災害見舞金）

- （１）対 象 災害により負傷し、1ヶ月以上の治療を要する方

- （２）必 要 書 類 ① り災証明書
② 届出者の身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）
③ 医師の診断書
④ 振込先通帳の写し

- （３）支 給 額 北谷町：3万円
沖縄県：5万円（床上浸水は対象外）

3. お亡くなりになった場合（災害弔慰金）

- （１）遺族の範囲 ① 配偶者
および順位 ② 子で、生計同一者
③ 父母で、生計同一者
④ 孫または祖父母で生計同一者
⑤ 兄弟姉妹で生計同一者

- (2) 必要書類 ① 災害証明書
② 身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）
③ 死亡届の写し（原本証明）
④ 遺族の関係を証明できる戸籍謄本または住民票謄本
⑤ 振込先通帳の写し

(3) 支給額 北谷町：10万円
沖縄県：10万円（床上浸水は対象外）

4. 災害救助法の適用となる災害の場合（大規模な自然災害）

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金及び災害見舞金が支給されます。
なお、審査・決定機関は沖縄県市町村総合事務組合となります。申請窓口は北谷町役場福祉課です。

(1) 適用となる災害

- ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 災害弔慰金（お亡くなりになった場合）

- ① 支給額 ・ 生計維持者が亡くなった場合・・・500万円
・ その他の方が亡くなった場合・・・250万円

- ② 遺族の範囲 死亡当時、死亡者により生計を主として維持していた遺族が優先です。
同順位の遺族については次の順序となります。
① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母

※ ①～⑤のいずれもが存在しない場合で、兄弟姉妹がいる場合は、死亡当時、死亡者と同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹に対して支給されます。

(3) 災害見舞金（重度の障害を受けた場合）

- ① 支給額 ・ 生計維持者が重度の障害を負った場合・・・250万円
・ その他の方が重度の障害を負った場合・・・125万円

- ② 対象となる障害
- a 両眼が失明したもの
 - b 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
 - c 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 - d 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 - e 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
 - f 両上肢の用を全廃したもの
 - g 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
 - h 両下肢の用を全廃したもの
 - i 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

※ 4の災害見舞金や災害弔慰金の対象となった場合は、町および県の災害見舞金や災害弔慰金は支給されません。